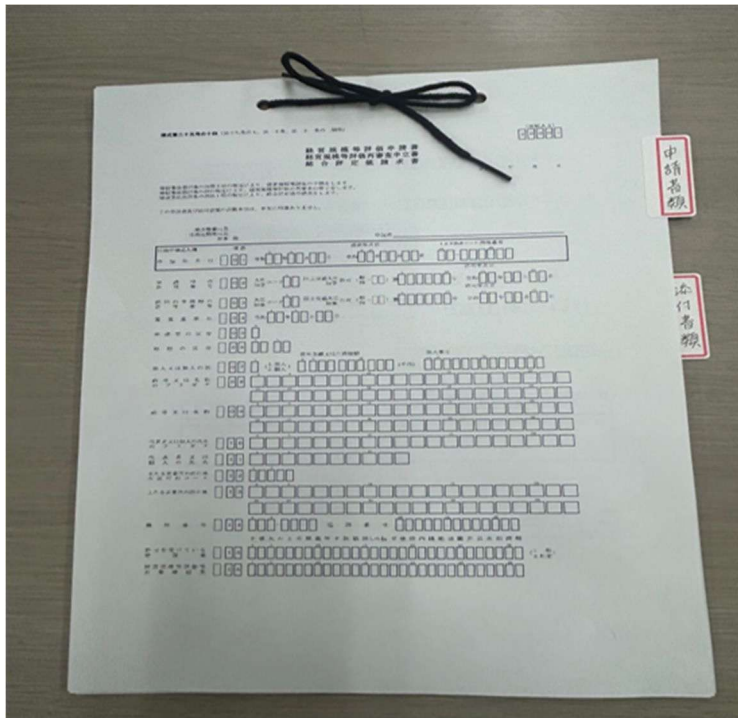


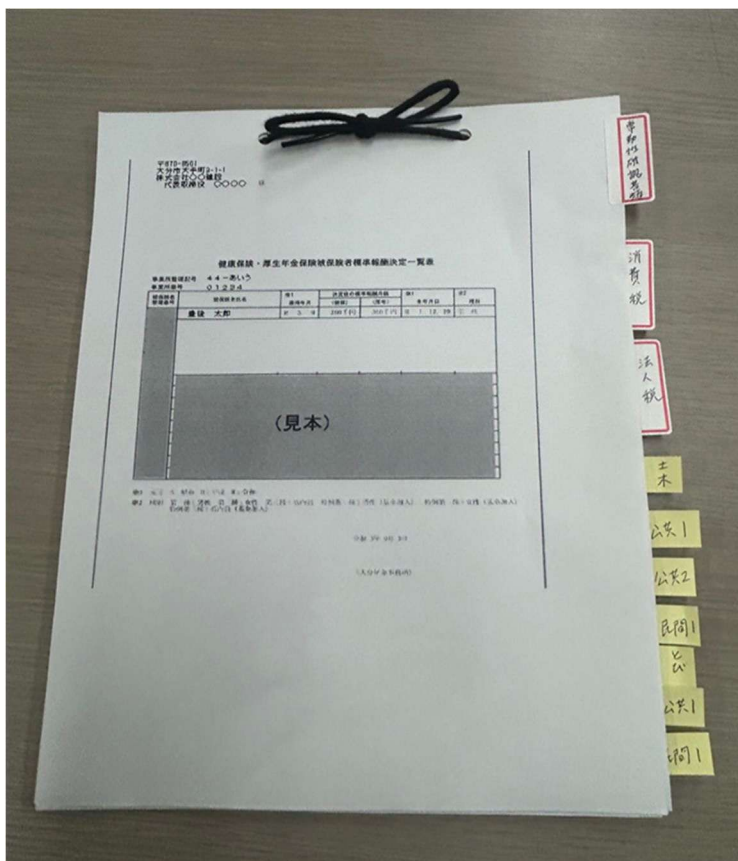
3. 提出書類のとり方

(1) 申請書類・その他添付書類・・・1つの冊子として紐でとじる。



* 詳細はp 参照

(2) 確認書類・・・(1)とは別の冊子として紐でとじる。



* 詳細はp 参照

3-1.申請書類・その他添付書類 編纂順番チェック表

○下記の順番にならべ、A4縦向き、一つの冊子として上に穴をあけて紐でとじること。

○正本1部のみ提出すること。

順番	書類名称
申請書類	1 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(20001 帳票)
	2 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高(20002 帳票)
	3 その他の審査項目(社会性等)(20004 帳票)
	4 技術職員名簿(20005 帳票)
	5 経営状況分析結果通知書(原本)
その他の添付書類	6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表
	7 審査手数料(大分県収入証紙)貼付書
	8 継続雇用を受けている技術職員名簿
	9-1 技術職員の資格を証する書類 (前回の申請から資格の変更があった場合、新規掲載者がいる場合に必要。)
	9-2 監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し
	10 建退共加入・履行証明書
	11 退職一時金制度等導入を証する書類
	12 法定外労災制度加入を証する書類
	13 ワークライフバランスに関する取組の状況に関する認定通知書
	14 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号)
	15 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言書及び誓約書(様式第7号)
	16 防災協定の締結を証する書類 (大分県建設業協会各支部の会員の場合は、締結を証する書類の提出は不要。)
17 監査の受審状況を確認できる書類	

そ の 他 添 付 書 類	18	公認会計士等の資格等を証する書類
	19-1 19-2	建設機械保有状況内訳書及び保有・法令検査の実施等が確認できる書類
	20	エコアクション21、ISOの登録状況を証する書類
	21	CPD 単位を取得した技術者名簿(様式第4号)
	22	CPD 単位内訳一覧表
	23	CPD 取得単位証明書(実績証明書)の写し
	24	CPD 単位を取得した技術者名簿に記載した技術者の資格を証する書類
	25	技能者名簿(様式第5号)
	26	能力評定(レベル判定)結果通知書の写し
	27	施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し (「技能者名簿(様式第5号)」を提出する場合に必要。)
	28	・工事経歴書(規則別記様式第2号) ・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)
29	消費税及び地方消費税の納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式 その1)	

3-2.確認書類 編纂順序チェック表

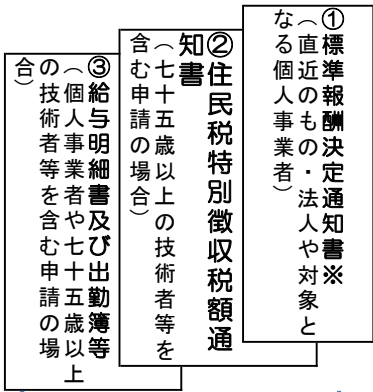
○下記の順番にならべ、A4縦向き、一つの冊子として上に穴をあけて紐でとじること。

○すべて写しを提出すること。

順番		書類名称
確 認 書 類	1	技術職員等常勤性確認書類(下記(1)～(3)のうち、どれか一つ) (1)標準報酬決定通知書 (2)住民税特別徴収税額通知書 (3)給与明細書及び出勤簿等
	2	消費税確定申告書(第1表)
	3	法人税確定申告書(別表1、別表4、別表5(1))
	4	(1)契約書類(格付業種) 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものから、 公共工事・民間工事それぞれ金額の大きいもの3件 (2)契約書類(格付業種以外) 格付以外の全業種(その他工事を除く)のうち、 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものから、 公共工事・民間工事それぞれ金額の大きいもの3件

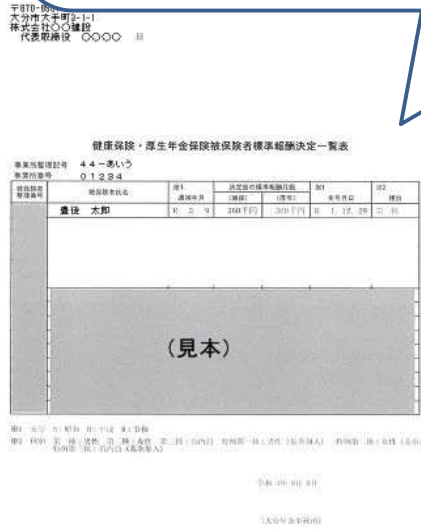
3-3. 確認書類の例

1. 技術職員等常勤性確認書類 (写し)



原本でなく、写しを提出すること
 * ①~③いずれか一つ

※標準報酬決定通知書とは、例年9月頃に日本年金機構より郵送で送付される通知で、社会保険の加入対象者毎に社会保険料の算定基礎となる「報酬月額」の決定」を通知するもの
 「算定基礎通知」とも言われ、社労士や団体に手続きを依頼している場合は、依頼先に送付されることもあるため、事前に確認のうえ写しを添付すること。
 なお、「標準賞与額決定通知書」と間違わないよう注意すること。



2. 消費税確定申告書 (第1表) の写し

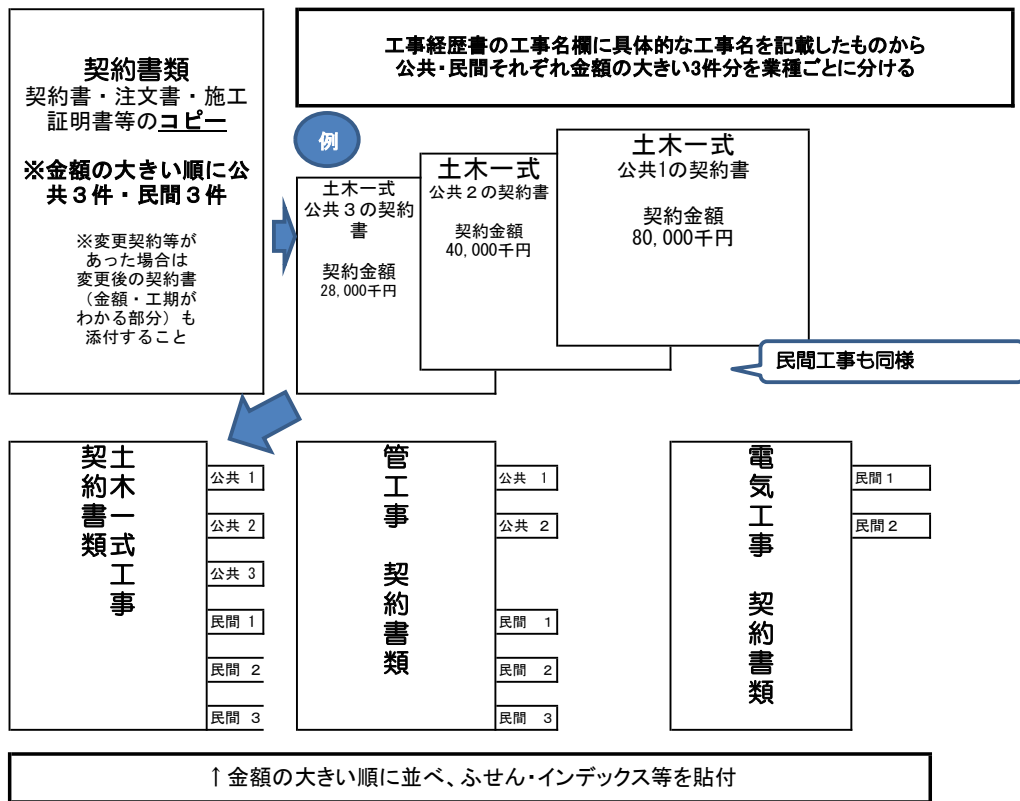
課税標準額と売上高の整合 (兼業を含む) や納税額と納税証明書の整合を確認。

3. 法人税確定申告書 (別表第1表、第4表、第5(1)) の写し

4. 契約書類

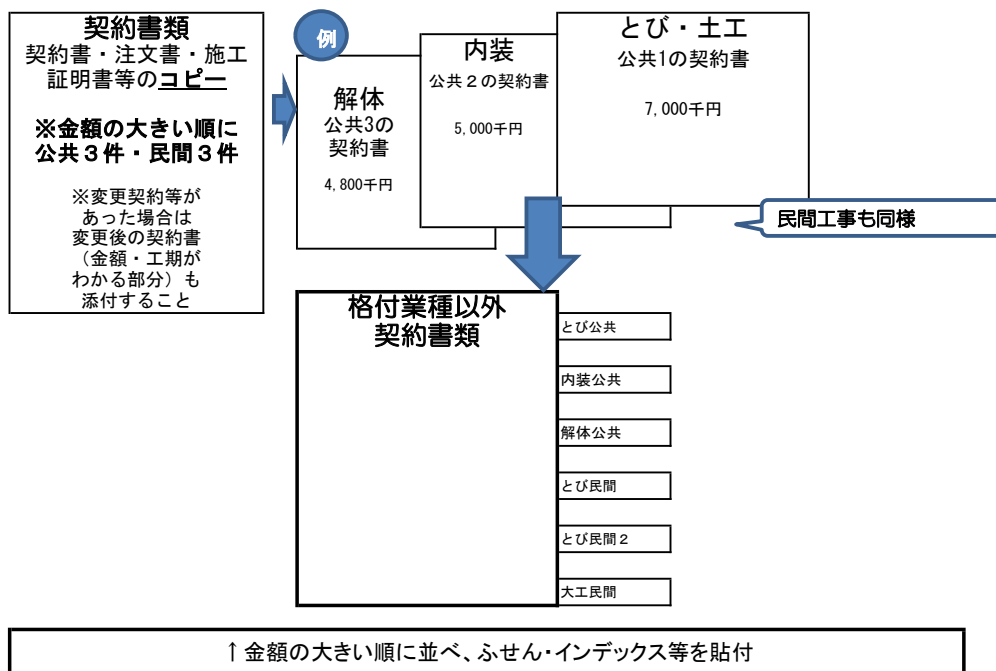
(1) 書類のとじ方

●格付業種 土・建・電・管・舗



●格付業種 以外

格付以外の全業種(その他工事を除く)のうち、工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載した
ものから公共・民間それぞれ金額の大きい3件分



例1) 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものが民間工事のみの場合は、
その記載された民間工事のなかから金額の大きいもの3件分の契約書類を添付する。

例2) 工事経歴書の工事名欄に具体的な工事名を記載したものが民間工事2件のみの場合は、
その2件分の契約書類を添付する。

(2) 契約書類提出時の留意点

- ①原則として契約書の写し(工事名・金額・工期がわかる部分)か注文書の写しを添付すること。
※約款部分の写し等は原則不要だが、契約内容に疑義がある場合等は別途提出を求める場合がある。
- ②変更契約がある場合は変更契約書の写しも同様に添付すること。
- ③請求書は本来ここでの契約書類に当たらない。施工証明書の写しを添付するか、入金額が確認できる書類の写し(例:通帳の入金額がわかる部分等)を併せて添付すること。
- ④完成工事内訳書記載額と契約書類の額に差がある場合は通帳の写し・工事台帳等で完成工事高との一致を確認する。
- ⑤進行基準を採用する工事は計上金額の根拠資料(工事原価／実行予算額の算定資料、出来高による入金合計額がわかる資料等)も添付すること。なお、進行基準を採用する場合は以下に注意すること。

Q52 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、どのような点に注意すればよいですか？

A52 工事進行基準を適用している場合は、未完成工事であっても決算期末時点の工事進捗割合分を完成工事高に計上することになりますが、この場合は、客観的かつ合理的な基準で行わなければなりません。

なお、工事進行基準の適用にあたっては、本来は各々の工事について精密な実行予算を策定することが前提となっています。

見積総工事原価に対する実際工事原価の割合を請負代金額に乗じて算出する(=発生原価比例法)などの方法によることが求められます。

工事進行基準で計上している工事については、原則として計算基礎等を確認しますので計算基礎となる資料を提示できるよう準備をしてください。

例えば、「工事代金の入金額(前払金額)を基準に完成工事高に計上する」など実際の進捗状況に即していない完成工事高計上は認められません。

Q53 工事進行基準により決算期をまたぐ工事の売り上げを計上したいのですが、工期の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月を記載すればよいですか？

A53 決算期をまたぐ工事の「完成又は完成予定年月」の欄には決算月ではなく、実際の契約工期末を記載してください。